

営繕工事における熱中症対策に係る費用について

職場における熱中症による死亡者数は毎年20名前後に及んでおり、特に業種別にみると、建設業における死亡災害が最も多く発生している状況を考慮し、福岡市では営繕工事における熱中症対策に係る費用について、当面の間、下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせいたします。

記

1. 対象工事

公共建築工事積算基準に基づき積算する本市発注の全ての営繕工事とする(既契約工事及び入札手続き中の工事を含む)。

ただし、総合評価方式の技術提案として2.(1)～(3)の項目を提案し、履行義務が生じている工事を除く。

2. 工事費への費用計上の考え方

一般的な熱中症対策に関する項目(別表参照)は、共通仮設費率及び現場管理費率等に含まれており、当初工事費に費用計上されているが、以下の項目を当初工事費に費用計上せず、熱中症対策として実施する場合については、受発注者間で必要な設置期間等を協議の上、設計変更により対応することとする。ただし、令和元年度以降に行う熱中症対策に限るものとする。

(1) 遮光ネット(足場に設置するものに限る)

(2) ドライミスト

(3) 暑さ指数(WBGT値)の計測装置

なお、当該項目に係る費用の積算にあたっては、見積価格等を参考として、(1)については直接工事費に計上し、(2)及び(3)については共通仮設費に積み上げ計上する。

(当初工事費から費用計上する場合も同様とする)

(別表)

一般的な熱中症対策に関する項目(共通仮設費率及び現場管理費率等に含まれる項目)

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 作業場用大型扇風機・ 作業場換気用送風機・ エアコン、シャワー室、給水器、冷蔵庫、製氷機・ 熱中飴、タブレット、経口補水液の常備・ 遮光チョッキ、空調服 等 |
|--|